

特定非営利活動法人ベトナム子ども基金 会員規約

(総則)

第1条 この規約は特定非営利活動法人ベトナム子ども基金（以下、「本法人」という）の定款第6条に規定する会員に関して必要な事項を定める。

2 法令及び定款に定めることのほか、会員に関する事項はこの規約の定めに従い運営する。

(種別)

第2条 会員の種別は、運営会員と基金支援会員の2種とする。

2 基金支援会員における名称及び会費の額その他必要な事項は、別表1に定める。

(入退会等)

第3条 本法人に入会する者又は本法人を退会する者は、定款の定めに従い、手続きを行うものとする。

2 会員は定められた会費を支払わなければならない。

(報告)

第4条 本法人は会員に対して、会報（ベトナム子ども基金通信）等で活動内容及び財務・運営状況等を適宜報告するものとする。

(改廃)

第5条 この規約の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は平成27年2月10日から施行する。

【別表 1】

種別	名称	会費(円)	内容	総会議決権
	運営会員	年額 1 口 20,000 (学生:10,000)	主に会の運営に関わり、事務局作業などをしながら子どもたちを支援する。(学生は年会費半額)	あり
基金 支援会員	里親基金	年額 1 口 20,000	特定の子供に「里子」として奨学金を支給する。 ベトナム青葉奨学会から、子どもの家庭状況を説明する履歴票が届き、里子との手紙のやり取りができる。	なし
	里親学生基金	年額 1 口 10,000	同上(学生対象)	なし
	一般基金	年額 1 口 12,000	子どもたち全体の「里親」をいう関係を想定している。通信を通じて子どもたちの様子を報告する。	なし
	法人基金	年額 1 口 50,000	一般基金に準じる(株式会社等の法人対象)。 お名前を通信・ウェブ等でご紹介。	なし
	賛助基金	自由	一般基金に準じる。金額、回数などいっさい自由。	なし
	学校建設黄梅基金	応相談	青葉奨学会と相談の上、ベトナムの辺地に学校を建設する。該当学校に青葉奨学金を併設することも可能。	なし
	黄梅基金	300,000 円以上	年に一度、預金利子を奨学金とし、支給する。 基金の名前、支援地域等、相談の上決定する。	なし
ベトナム黄梅基金	10,000 円以上	年に一度、預金利子を奨学金とし、支給する。	なし	